

## (仮称) 兵庫運河環境学習施設設計・施工業務 委託仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、神戸市（以下、「本市」という。）が委託する（仮称）兵庫運河環境学習施設設計・施工業務（以下、「本業務」という。）に適用し、定めのない事項については、下記（１）～（５）に基づくものとする。

- (1) 神戸市契約規則
- (2) 神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書
- (3) 設計業務共通仕様書（委託契約用）
- (4) 以下の「仕様書・標準図」  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a03026/business/todokede/jutakutoshikyoku/kenchiku/sekkei.html>
- (5) 以下の「特記仕様書等」  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html>

### 2 業務の目的

兵庫運河の親水性や回遊性の向上を目指し、兵庫運河周辺の地域住民、周辺企業、学識経験者、行政が参画のもと「兵庫運河活性化会議」を設置し、2012年12月に「兵庫運河周辺地域のまちの将来像」を策定した。この将来像に基づき、兵庫運河周辺が魅力と活力に満ちた地域となるよう、プロムナードやライトアップ等の整備を進めている。

また、近年は、漁業者や地域団体、小学校などが中心となって、水質浄化や藻場の造成、環境美化に取り組んでおり、兵庫運河の自然環境が大きく改善した。これらの活動が評価され、兵庫運河でのブルーカーボンや環境学習の取組みへの注目度が高まっている。

本業務は、主に環境学習の拠点として活用されるとともに、地域住民や来街者が日常的に利用できる休憩機能を備えた、憩い、にぎわいの場となる施設（以下、「本施設」という。）を整備することを目的とする。

### 3 業務内容

本業務の委託内容は以下のとおりとする。また、本業務にあたっては、企画提案書、本仕様書等に基づき、関係機関及び本市監督員と必要な協議・調整等を行いながら実施すること。

- (1) 地質調査  
調査方法・箇所等を検討のうえ、建物工事に必要な地質調査を行う。
- (2) 設計  
企画提案書、本仕様書等に基づき、下記のとおり設計を行う。
  - ① 図面作成  
施工に必要な各図面（配置図、平面図、立面図、設備図等）及び数量計算書の作成を行う。
  - ② 各種構造計算  
建物の安全性、耐久性及び耐震性を確保するための各種構造計算を行う。
  - ③ 許可申請等手続き  
各種法令や条例に基づいて必要となる許可申請等に必要な資料の作成及び手続きを行う。
  - ④ その他  
本市の指示に基づき、①～③以外に必要な設計を行う。
- (3) 施工  
(2) で実施した設計に基づき、下記のとおり施工を行う。なお、施工を行うに

あたり、各種法令や条例に基づいて必要となる許可申請等に必要な資料の作成及び手続きを行うこと。

- ① 建築工事  
建物本体の建築工事を行う。
- ② 設備工事  
建物に附帯する照明やトイレ、シャワー、手洗い場等の設備工事を行う。また、これらの設備を使用するために必要な電気・水道・ガスの引き込み工事や、公共下水道への接続工事等も併せて行う。
- ③ 外構工事  
建物周辺の舗装、排水施設及びフェンス・照明等の工事を行う。
- ④ 土砂・ガラ等の運搬・処分  
施工時に発生した土砂・ガラ等について本市の指示に従い適正に運搬・処分を行う。

#### 4 履行場所

神戸市兵庫区材木町3-6及び3-7 ※詳細は「11 位置図」参照

#### 5 機能・仕様

下記内容を必須事項とし、記載の無い内容については基本的に任意事項とするが、本市と協議し、指示に従うこと。なお、誰もが利用しやすく、地域に愛着を持っていただけるよう、建物及び屋外空間を含めたデザインを工夫すること。

- (1) 本施設に求める機能は、以下のとおりとする。
  - ① 多目的室
  - ② トイレ3基
  - ③ 休憩スペース
  - ④ 倉庫
  - ⑤ 手洗い場・足洗い場・シャワー（すべて屋外を想定）※ただし、③休憩スペース以外は、常時開放を想定していないため、利用のない時は閉鎖できるように計画すること。
- (2) 棟数は問わない。
- (3) 階数は問わない。
- (4) 主な材料は木材とする。ただし、部材同士の接合等に用いる必要最小限の金具類や機能確保のために必要なものは除く。
  - ① 風雨等への耐候性を有し、かつ安全性の確保された材料を使用すること。
  - ② 腐朽等の劣化への対策を十分に行うこと。
- (5) 国税庁が定める木造建物の法定耐用年数を満たすこと。
- (6) 色彩について具体的な指定はしないが、周辺の景観と調和した落ち着いた色調とすること。
- (7) 本施設は、消防法施行令の集会場に該当するものとして必要な消防設備を設けること。
- (8) 多目的室の仕様は、以下のとおりとする。
  - ① 建築面積は60㎡程度とする。
  - ② 学習室としての利用を想定しているため、部屋の中心に柱などは極力設けないこと。ただし、更衣室としても利用できるよう、可動式の仕切りなどを設けること。また、屋内空間と屋外空間を一体的に使用できるような工夫を施すこと。
  - ③ 複数の電源（コンセント、電圧100V）を設けること。
  - ④ 空調を設けること。
  - ⑤ PCの利用を想定し、データを投影できるような機能を設けること。

- (9) トイレの仕様は、以下のとおりとする。
- ① 男性用トイレ、女性用トイレ、バリアフリートイレを各1基設置すること。
  - ② トイレ内には、換気設備等を設けること。
- (10) 休憩スペースの仕様は、以下のとおりとする。
- ① 本施設の一部に地域住民や来街者が休憩できる機能を設けること。
  - ② 常時開放を想定したものとする。
  - ③ 兵庫運河の魅力や取組みをPRできるような機能を設けること。
  - ④ 休憩スペースの周辺に屋外空間を設けること。また、屋外空間は、休憩スペースと一体となったデザインとし、建物及び周辺の景観に配慮すること。
- (11) 倉庫の仕様は、以下のとおりとする。
- ① 環境学習で使用する用具やライフジャケット、施設の清掃用品等を収納・保管するための倉庫を屋内または屋外に設けること。
  - ② 既製品を設置しても構わないが、その場合は建物及び周辺の景観との調和に配慮すること。
- (12) 建物周辺は、環境に配慮した舗装等により整備すること。なお、排水施設等を適切に設け、屋内に雨水が溜まらない構造にすること。
- (13) 建物周辺は、フェンス等を設置すること(ただし休憩スペース部分は除く)。なお、仕様は以下のとおりとする。
- ① 既存の高さ以上とし、人が容易に入れない構造とすること。
  - ② 風雨等への耐候性を有し、かつ安全性が確保された10年以上の耐用年数を持つ材料を使用すること。
  - ③ 腐朽等の劣化への対策を十分に行うこと。
  - ④ 工事に伴い、既存フェンスを撤去する場合、新設するフェンス等とあわせて、本施設とその周辺敷地への侵入を防げる形状に回復すること。
  - ⑤ 既存門扉を撤去する場合、新たに門扉を1基設置すること。片開き・両開き・スライド式の種類を問わない。
- (14) 建物入口や休憩スペース等を監視できる防犯カメラや照明灯を設けること。
- (15) 木材の使用にあたっては、「神戸市の公共建築物における木材利用促進に関する方針」に基づき、可能な限り神戸市産木材及び兵庫県産木材の利用に努め、これら地域産材の利用が困難な場合は、原則として国産木材を利用するものとする。  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a99375/shise/kekaku/kezaikankokyoku/mokuzai-riyou.html>

## 6 契約の種別・支払方法

契約の種別は総価契約による委託契約、支払いは一括払いとする。

ただし、委託契約約款第6条の2の規定に該当する場合は、契約金額のうち「3(2)設計」は3割を超えない範囲、「3(3)施工」は4割を超えない範囲の金額について、前払を請求できることとする。

## 7 提出書類及び時期

- (1) 業務責任者通知書(契約後速やかに)  
 ※変更時は、変更事由の発生後速やかに提出すること。
- (2) 実施計画書(契約後速やかに)
- (3) 作業従事者名簿(契約後速やかに)
- (4) 打合せ簿(打合せのつど速やかに)
- (5) 施工にかかる週間工程表(当該作業の前週までに)
- (6) 業務実績報告書(業務完了後かつ契約期間終了までに)  
 次の①～⑧に掲げる資料を業務実績報告書として作成し、電子データ(CAD・Word・Excel・PDF形式等、CD-RまたはDVD-R、2部)及び紙ファイル(図面

類は A3 サイズ、その他は A4 サイズ、2 部) として提出すること。

- ① 完成図 (配置図、平面図、立面図、設備図等)
- ② 各種材料や設備機器等の品質を証明する書類
- ③ 完成写真 (施工前、施工中、施工後)
- ④ 構造計算書
- ⑤ 各種許可申請等書類一式
- ⑥ 廃棄物関係書類一式
- ⑦ 内訳明細書、数量計算書、単価根拠、見積書一式
- ⑧ その他必要書類一式

## 8 検査

履行完了の通知があった日を含めて 14 日以内に本市職員による立会検査を行う。

また、立会検査に必要な書類は、業務実績報告書を基本とするが、本市から指示があった場合は、必要に応じて書類の提出または掲示に協力すること。

なお、不備の指摘や指示を受けた場合、委託事業者は遅滞なく手直し等による対応を行い、再度検査を受けること。

## 9 その他留意点

- (1) 業務の進行にあたっては、本市と協議の上、進めること。疑義の生じた事項については、本市と委託事業者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 委託事業者は、業務全体を統括する業務責任者を選任して本市と密に連携が取れるようにし、業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を構築すること。
- (3) 現場着手前には、近隣住民等に対して事前に周知及び説明を行い、円滑に施工が進むよう努めること。
- (4) 工事期間中は安全対策に努め、警察及び本市と協議のうえ、必要な交通誘導員を配置すること。
- (5) 施工に際しては、「建築工事安全施工技術指針 (平成 7 年 5 月 25 日建設省営監発第 13 号)」、「土木工事安全施工技術指針 (国土交通大臣官房技術審議官通達、令和 3 年 3 月)」、「建設機械施工安全技術指針 (国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日)」等を参考とし、常に安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は本業務の契約条項を超えて拘束するものではない。
- (6) 整備箇所及びその周辺にある地上及び地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施すこと。
- (7) 建設工事に伴う「騒音振動対策技術指針 (建設大臣官房技術参事官通達)」や関連法令を遵守し、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁の問題が生じないように、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- (8) 本市では、土木・造園・建築・設備の工事について週休二日を促進しているため、原則週休二日制で工事を実施すること。
- (9) やむを得ず、官公庁の休日に作業を行う必要が生じた場合、周辺住民の了承を得たうえで、事前にその理由と作業内容を書面にて本市に提出すること。
- (10) 施工中に事故が発生した場合、委託事業者は速やかに初期対応を取るとともに遅滞なく本市に報告すること。
- (11) この業務により作成した成果の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、すべて本市のものとする。

## 10 担当部署、問い合わせ先

神戸市都市局未来都市推進課  
担当：堀、小田

【所在地】〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 7階  
【電話番号】078-595-6684 【FAX 番号】078-595-6690  
【Eメール】[miraitoshikoubo2@city.kobe.lg.jp](mailto:miraitoshikoubo2@city.kobe.lg.jp)

## 11 位置図

